

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表について

2023年6月30日 公表

| 区分 | 男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|--------------------------------|
| 正規雇用労働者 | 83.2% |
| 非正規雇用労働者 | 101.7% |
| 全ての労働者 | 73.5% |

対象期間: 2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

非正規雇用労働者: 嘱託職員、契約職員、スポット職員、非常勤ヘルパー、
就労支援A型職員を含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

<正規雇用労働者>

主な原因として、賃金が高い管理職以上の女性の割合が少ないことが挙げられる。
女性管理職の積極的な登用を進めていく。